

陸 前 高 田 市 議 会 定 例 会 提 出 議 案（追加分）

番 号	件 名
議 案 第 23 号	陸前高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
議 案 第 24 号	令和5年度陸前高田市一般会計補正予算（第6号）
議 案 第 25 号	令和5年度陸前高田市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
議 案 第 26 号	令和5年度陸前高田市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第 23 号

陸前高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

陸前高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第 41 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 13 日提出

陸前高田市長 佐々木 拓

提案理由

諸般の事情により、会計年度任用職員の期末手当を改定し、及び会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給しようとして提案するものである。

陸前高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(陸前高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 陸前高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第41号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(会計年度任用職員の期末手当) 第15条 、、、(略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 、、、(略) 3及び4 、、、(略)	(会計年度任用職員の期末手当) 第15条 、、、(略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の132.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 、、、(略) 3及び4 、、、(略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

第2条 陸前高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第41号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(会計年度任用職員の給与) 第2条 会計年度任用職員に支給する給与は、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬及び期末手当_____とし、同項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当_____とする。 (パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬) 第7条 、、、(略) 2及び3 、、、(略) 4 第21条の規定により陸前高田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）の適用を受ける職員（以下「勤務時間等条例適用職員」という。）の例により時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間にパートタイム会計	(会計年度任用職員の給与) 第2条 会計年度任用職員に支給する給与は、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とし、同項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。 (パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬) 第7条 、、、(略) 2及び3 、、、(略) 4 第22条の規定により陸前高田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）の適用を受ける職員（以下「勤務時間等条例適用職員」という。）の例により時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間にパートタイム会計

年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当に相当する報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当に相当する報酬を支給することを要しない。

5 \ \ \ （略）

6 前各項の規定にかかわらず、第21条の規定により勤務時間等条例適用職員の例により、週休日の振替等によりあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

7 パートタイム会計年度任用職員が、第21条の規定により勤務時間等条例適用職員の例により週休日の振替等により割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間（規則で定める時間を除く。）と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務手当に相当する報酬）

第8条 給与条例第16条に規定する祝日法による休日等（以下「祝日法による休日等」という。）（第21条の規定により勤務時間等条例適用職員の例により毎日曜日を週休日と定められているパートタイム会計年度任用職員以外のパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務時間等条例第8条に規定する祝日法による休日が週休日に当たるときは、規則で定める日）及び給与条例第16条に規定

年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当に相当する報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当に相当する報酬を支給することを要しない。

5 \ \ \ （略）

6 前各項の規定にかかわらず、第22条の規定により勤務時間等条例適用職員の例により、週休日の振替等によりあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

7 パートタイム会計年度任用職員が、第22条の規定により勤務時間等条例適用職員の例により週休日の振替等により割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間（規則で定める時間を除く。）と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務手当に相当する報酬）

第8条 給与条例第16条に規定する祝日法による休日等（以下「祝日法による休日等」という。）（第22条の規定により勤務時間等条例適用職員の例により毎日曜日を週休日と定められているパートタイム会計年度任用職員以外のパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務時間等条例第8条に規定する祝日法による休日が週休日に当たるときは、規則で定める日）及び給与条例第16条に規定

する年末年始の休日等（以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第１１条に規定する勤務１時間当たりの報酬額に１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当に相当する報酬として支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第１２条 パートタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、第２１条の規定により勤務時間等条例適用職員の例により指定された時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの報酬額を減額して支給する。

２ 、、、（略）

（フルタイム会計年度任用職員の手当の支給額等）

第１４条 フルタイム会計年度任用職員に対する第２条に規定する手当（期末手当_____を除く。）の支給額及び支給方法については、給与条例適用職員の例による。

（会計年度任用職員の期末手当）

第１５条 、、、（略）

２ 期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１３２．５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 、、、（略）

３及び４ 、、、（略）

する年末年始の休日等（以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第１１条に規定する勤務１時間当たりの報酬額に１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当に相当する報酬として支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第１２条 パートタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、第２２条の規定により勤務時間等条例適用職員の例により指定された時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの報酬額を減額して支給する。

２ 、、、（略）

（フルタイム会計年度任用職員の手当の支給額等）

第１４条 フルタイム会計年度任用職員に対する第２条に規定する手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）の支給額及び支給方法については、給与条例適用職員の例による。

（会計年度任用職員の期末手当）

第１５条 、、、（略）

２ 期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 、、、（略）

３及び４ 、、、（略）

（会計年度任用職員の勤勉手当）

第１７条 勤勉手当は、６月１日及び１２月１日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれの基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前１か月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

２ 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、

<u>第 1 7 条</u>及び<u>第 1 8 条</u> 、、、(略) (パートタイム会計年度任用職員が通勤した場合の費用弁償) <u>第 1 9 条</u> 、、、(略) 2 、、、(略) 3 前項の規定にかかわらず、日額又は時間額の報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員に対する費用弁償については、<u>第 1 7 条第 2 項</u>に規定する規則で定める日に支給する。 <u>第 2 0 条</u>～<u>第 2 4 条</u> 、、、(略)	<u>任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に 1 0 0 分の 1 0 0 を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u> <u>3 前項の勤勉手当基礎額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。</u> <u>4 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u> <u>第 1 8 条</u>及び<u>第 1 9 条</u> 、、、(略) (パートタイム会計年度任用職員が通勤した場合の費用弁償) <u>第 2 0 条</u> 、、、(略) 2 、、、(略) 3 前項の規定にかかわらず、日額又は時間額の報酬を受けるパートタイム会計年度任用職員に対する費用弁償については、<u>第 1 8 条第 2 項</u>に規定する規則で定める日に支給する。 <u>第 2 1 条</u>～<u>第 2 5 条</u> 、、、(略)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の陸前高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。
- この条例による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。